

熊本都市計画地区計画の変更（合志市決定）

都市計画群窪地区計画を次のように変更する。

<p>名 称</p>	<p>群窪地区計画</p>								
<p>位 置</p>	<p>合志市須屋字群窪の一部及び同栄字西沖の一部</p>								
<p>面 積</p>	<p>約 6.4 ha</p>								
<p>区域の整備、開発及び保全に関する方針</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 799 603 1122"> <p>地区計画の目標</p> </td> <td data-bbox="603 799 1474 1122"> <p>本地区は市の南側に位置し、市街化区域から連なる既成住宅地の北側に隣接している。 周辺に熊本再春荘病院などの医療施設やみずき台テニスコート、みずき台グラウンドなどの社会体育施設が立地している環境を活かし、ゆとりと潤いのある快適な住宅地の創出を目標とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1122 603 1444"> <p>土地利用の方針</p> </td> <td data-bbox="603 1122 1474 1444"> <p>周囲の既存の住宅地との調和を図り、ゆとりある緑豊かな一戸建低層住宅を主とした郊外型住宅地の形成を図るため、公園緑地や下水道など都市基盤の整った良好な住宅地の計画的な誘導を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1444 603 1767"> <p>地区施設の整備方針</p> </td> <td data-bbox="603 1444 1474 1767"> <p>市役所合志庁舎などの立地する市東部地域への主な経路となる道路は幅員を9m確保し、この一部に歩道を設ける。また、その他の道路幅員については6m以上を確保する。 地区南東側及び南西側に雨水調整池を設置する。 既設公園南西側へ拡張し既設公園との一体化を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1767 603 2029"> <p>建築物等の整備方針</p> </td> <td data-bbox="603 1767 1474 2029"> <p>土地利用の方針に基づき、建築物の用途、建ぺい率の最高限度、容積率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最高限度などについて定め、良好な居住環境が形成されるように誘導する。</p> </td> </tr> </table>	<p>地区計画の目標</p>	<p>本地区は市の南側に位置し、市街化区域から連なる既成住宅地の北側に隣接している。 周辺に熊本再春荘病院などの医療施設やみずき台テニスコート、みずき台グラウンドなどの社会体育施設が立地している環境を活かし、ゆとりと潤いのある快適な住宅地の創出を目標とする。</p>	<p>土地利用の方針</p>	<p>周囲の既存の住宅地との調和を図り、ゆとりある緑豊かな一戸建低層住宅を主とした郊外型住宅地の形成を図るため、公園緑地や下水道など都市基盤の整った良好な住宅地の計画的な誘導を図る。</p>	<p>地区施設の整備方針</p>	<p>市役所合志庁舎などの立地する市東部地域への主な経路となる道路は幅員を9m確保し、この一部に歩道を設ける。また、その他の道路幅員については6m以上を確保する。 地区南東側及び南西側に雨水調整池を設置する。 既設公園南西側へ拡張し既設公園との一体化を図る。</p>	<p>建築物等の整備方針</p>	<p>土地利用の方針に基づき、建築物の用途、建ぺい率の最高限度、容積率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最高限度などについて定め、良好な居住環境が形成されるように誘導する。</p>
<p>地区計画の目標</p>	<p>本地区は市の南側に位置し、市街化区域から連なる既成住宅地の北側に隣接している。 周辺に熊本再春荘病院などの医療施設やみずき台テニスコート、みずき台グラウンドなどの社会体育施設が立地している環境を活かし、ゆとりと潤いのある快適な住宅地の創出を目標とする。</p>								
<p>土地利用の方針</p>	<p>周囲の既存の住宅地との調和を図り、ゆとりある緑豊かな一戸建低層住宅を主とした郊外型住宅地の形成を図るため、公園緑地や下水道など都市基盤の整った良好な住宅地の計画的な誘導を図る。</p>								
<p>地区施設の整備方針</p>	<p>市役所合志庁舎などの立地する市東部地域への主な経路となる道路は幅員を9m確保し、この一部に歩道を設ける。また、その他の道路幅員については6m以上を確保する。 地区南東側及び南西側に雨水調整池を設置する。 既設公園南西側へ拡張し既設公園との一体化を図る。</p>								
<p>建築物等の整備方針</p>	<p>土地利用の方針に基づき、建築物の用途、建ぺい率の最高限度、容積率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最高限度などについて定め、良好な居住環境が形成されるように誘導する。</p>								

地区 整備 計画 に関する 事項	配置 区 及 施 び 規 設 模 の	道 路	街区道路幅員 9.0m 延長 約 248m 街区道路幅員 6.5m 延長 約 409m (約 312m) 街区道路幅員 6.0m 延長 約 1,854m (約 994m)
		公園・緑地	公園 面積 約 3,088 m ² (約 1,865 m ²) 緑地 面積 約 189 m ²
	地区 の 区分	地区の名称	住宅地区
		地区の面積	約 6.4ha (約 4.1ha)
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅、兼用住宅及び地区集会所に限る
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8/10
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4/10 (建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号の基準に適合する場合は 5/10)
		建築物の敷地面積の最低限度	230 m ²
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること
		建築物等の高さの最高限度	10m
建築物の壁面の位置の制限		建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ 2m を超える門若しくは塀の面から隣地及び道路の境界までの距離を 1m 以上とする	
垣又はさくの構造の制限		道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
備 考	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第 2 (い) 項第 2 号に規定するものに限る		

「区域は計画図表示のとおり」